

保医発 0929 第 1 号
令和 5 年 9 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別添3参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>83 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>52 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,151 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,438 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>372 点</u> b 複雑なもの <u>688 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>80 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>50 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,092 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,365 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>370 点</u> b 複雑なもの <u>684 点</u>

ロ	5分の4冠	<u>866点</u>	ロ	5分の4冠	<u>861点</u>
ハ	全部金属冠	<u>1,089点</u>	ハ	全部金属冠	<u>1,083点</u>
(2)	小臼歯・前歯		(2)	小臼歯・前歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>253点</u>	a	単純なもの	<u>252点</u>
b	複雑なもの	<u>504点</u>	b	複雑なもの	<u>501点</u>
ロ	4分の3冠	<u>622点</u>	ロ	4分の3冠	<u>618点</u>
ハ	5分の4冠	<u>622点</u>	ハ	5分の4冠	<u>618点</u>
ニ	全部金属冠	<u>780点</u>	ニ	全部金属冠	<u>775点</u>
3	銀合金		3	銀合金	
(1)	大臼歯		(1)	大臼歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>24点</u>	a	単純なもの	<u>23点</u>
b	複雑なもの	<u>41点</u>	b	複雑なもの	<u>40点</u>
ロ	5分の4冠	<u>53点</u>	ロ	5分の4冠	<u>51点</u>
ハ	全部金属冠	<u>65点</u>	ハ	全部金属冠	<u>63点</u>
(2)	小臼歯・前歯・乳歯		(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>15点</u>	a	単純なもの	<u>14点</u>
b	(略)		b	(略)	
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>	ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>
ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>	ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>
ニ	全部金属冠	<u>48点</u>	ニ	全部金属冠	<u>46点</u>
M010-2	(略)		M010-2	(略)	
M010-3	接着冠(1歯につき)		M010-3	接着冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)		1	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1)	前歯	<u>622点</u>	(1)	前歯	<u>618点</u>
(2)	小臼歯	<u>622点</u>	(2)	小臼歯	<u>618点</u>

(3) 大白歯	<u>866 点</u>	(3) 大白歯	<u>861 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>37 点</u>	(1) 前歯	<u>36 点</u>
(2) 小臼歯	<u>37 点</u>	(2) 小臼歯	<u>36 点</u>
(3) 大白歯	<u>53 点</u>	(3) 大白歯	<u>51 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>372 点</u>	イ 大白歯	<u>370 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>253 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>252 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	<u>24 点</u>	イ 大白歯	<u>23 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>15 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>14 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>971 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>966 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>105 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,254 点</u>	イ 大白歯	<u>1,247 点</u>
ロ 小臼歯	<u>945 点</u>	ロ 小臼歯	<u>939 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	<u>52 点</u>	大白歯・小臼歯	<u>51 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>754 点</u>	イ 前歯	<u>749 点</u>
ロ 小臼歯	<u>945 点</u>	ロ 小臼歯	<u>939 点</u>
ハ 大白歯	<u>1,254 点</u>	ハ 大白歯	<u>1,247 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>67 点</u>	イ 前歯	<u>65 点</u>
ロ 小臼歯	<u>67 点</u>	ロ 小臼歯	<u>65 点</u>
ハ 大臼歯	<u>67 点</u>	ハ 大臼歯	<u>65 点</u>
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,491 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,415 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,213 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,151 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,213 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,151 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>932 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>884 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>717 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>681 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,003 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>997 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>784 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>780 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>688 点</u>	イ 大臼歯	<u>684 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>599 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>595 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>555 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>552 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>712 点</u>	(1) 双子鉤	<u>676 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>550 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>523 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>278 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>299 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>344 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>688 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>504 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>41 点</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,608 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>276 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>298 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>342 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>684 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>501 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>40 点</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,598 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--